

## 愛媛大学地域共創コンソーシアム規程

平成26年9月10日

規則第 27 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の5第2項の規定に基づき、愛媛大学地域共創コンソーシアム（以下「地域共創コンソーシアム」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 地域共創コンソーシアムは、愛媛大学（以下「本学」という。）における「地（知）の拠点整備事業」（以下「COC事業」という。）及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（以下「COC+事業」という。）において、本学及び愛媛県内の関係機関が一体となり、地域産業の活性化及び地域イノベーションを創出する人材の育成並びに地域が求める人材を養成するために、教育プログラムの充実や愛媛県内への就職及び定住の促進に取り組むことを目的とする。

### (構成)

第3条 地域共創コンソーシアムは、別表に定める機関をもって構成する。

2 地域共創コンソーシアムの目的及び事業に賛同するものは、第8条に規定する愛媛大学地域共創コンソーシアム会議（以下「地域共創コンソーシアム会議」という。）の議を経て、新たに地域共創コンソーシアムに加わることができる。

### (業務)

第4条 地域共創コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域産業の活性化に関すること。
- (2) 地域イノベーションを創出する人材育成に関すること。
- (3) 教育プログラムの充実並びに愛媛県内への就職及び定住の促進に関すること。
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第5条 地域共創コンソーシアムに、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干人
- (3) その他必要な職員

### (職務)

第6条 会長は、地域共創コンソーシアムの業務を統括する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長が指示する地域共創コンソーシアムの重要な業務を処理する。

3 その他必要な職員は、地域共創コンソーシアムの業務に従事する。

### (会長等)

第7条 会長は、愛媛大学長が務める。

2 副会長は、別表に定める代表者（愛媛大学長を除く。）のうちから、地域共創コンソ

ーシアム会議において選出する。

3 副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(地域共創コンソーシアム会議)

第8条 地域共創コンソーシアムに、COC事業及びCOC+事業の事業計画を審議するため、地域共創コンソーシアム会議を置く。

2 地域共創コンソーシアム会議に関し必要な事項は、別に定める。

(COC自治体職員コーディネーター)

第9条 地域共創コンソーシアムに、COC事業の事業計画を実施するため、COC自治体職員コーディネーターを置くことができる。

2 COC自治体職員コーディネーターの任期は2年とし、再任を妨げない。

3 COC自治体職員コーディネーターは、所属する知事、市長又は町長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(COC企画運営部)

第10条 COC事業の企画運営を行うため、地域共創コンソーシアム会議に愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC企画運営部(以下「COC企画運営部」という。)を置く。

2 COC企画運営部に関し必要な事項は、別に定める。

(COC+協議会)

第11条 COC+事業の企画運営を行うため、地域共創コンソーシアム会議に愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC+協議会(以下「COC+協議会」という。)を置く。

2 COC+協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(COCサテライト拠点)

第12条 別表に定める機関の市町に地域活動拠点としてCOCサテライト拠点を置くことができる。

(COC及びCOC+評価委員会)

第13条 COC事業及びCOC+事業の事業評価を行うため、愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC及びCOC+外部評価委員会(以下「COC及びCOC+外部評価委員会」という。)及び愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC及びCOC+内部評価委員会(以下「COC及びCOC+内部評価委員会」という。)を置く。

2 COC及びCOC+外部評価委員会及びCOC及びCOC+内部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第14条 地域共創コンソーシアムに関する事務は、社会連携支援部において 処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、地域共創コンソーシアムに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成26年9月10日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出される副会長及びCOC自治体職員コーディネーターの任期は、第7条第3項及び第9条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

| 機関名               | 代表者                 |
|-------------------|---------------------|
| 愛媛大学              | 愛媛大学長               |
| 愛媛県               | 愛媛県副知事              |
| 松山市               | 松山市長                |
| 今治市               | 今治市長                |
| 宇和島市              | 宇和島市長               |
| 八幡浜市              | 八幡浜市長               |
| 新居浜市              | 新居浜市長               |
| 西条市               | 西条市長                |
| 四国中央市             | 四国中央市長              |
| 西予市               | 西予市長                |
| 東温市               | 東温市長                |
| 愛南町               | 愛南町長                |
| 上島町               | 上島町長                |
| 伊方町               | 伊方町長                |
| 内子町               | 内子町長                |
| 愛媛県商工会議所連合会       | 愛媛県商工会議所連合会会頭       |
| 愛媛県商工会連合会         | 愛媛県商工会連合会会長         |
| 愛媛県中小企業団体中央会      | 愛媛県中小企業団体中央会会長      |
| 愛媛経済同友会           | 愛媛経済同友会代表幹事         |
| 愛媛県中小企業家同友会       | 愛媛県中小企業家同友会代表理事     |
| 愛媛大学社会連携推進機構研究協力会 | 愛媛大学社会連携推進機構研究協力会会長 |
| 株式会社伊予銀行          | 株式会社伊予銀行頭取          |
| 株式会社愛媛銀行          | 株式会社愛媛銀行頭取          |
| 愛媛信用金庫            | 愛媛信用金庫理事長           |

## 愛媛大学地域共創コンソーシアム会議規程

平成26年9月10日

規則第 28 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学地域共創コンソーシアム規程（以下「地域共創コンソーシアム規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、愛媛大学地域共創コンソーシアム会議（以下「地域共創コンソーシアム会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 地域共創コンソーシアム会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 愛媛大学地域共創コンソーシアム（以下「地域共創コンソーシアム」という。）の基本方針に関すること。
- (2) 「地（知）の拠点整備事業」（以下「COC事業」という。）の事業計画に関すること。
- (3) 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（以下「COC+事業」という。）の事業計画に関すること。
- (4) その他地域共創コンソーシアムの運営に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 地域共創コンソーシアム会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 地域共創コンソーシアム規程の別表に定める代表者（会長及び副会長を除く。）
  - (4) その他議長が必要と認めた者
- 2 前項第4号の委員は、地域共創コンソーシアム会議の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長)

第4条 地域共創コンソーシアム会議に議長を置き、会長をもって充てる。

- 2 議長は、地域共創コンソーシアム会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

### (議事)

第5条 地域共創コンソーシアム会議は、委員（次項に規定する代理者を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 第3条第1項第2号及び第3号の委員がやむを得ない事由により出席できないときは、代理の者を委員として出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を地域共創コンソーシアム会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 地域共創コンソーシアム会議に関する事務は、社会連携支援部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、地域共創コンソーシアム会議に関し必要な事項は、地域共創コンソーシアム会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年9月10日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年12月9日から施行し、平成27年10月30日から適用する。

## 愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC+協議会規程

平成27年12月9日

規則第 122 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学地域共創コンソーシアム規程第11条第2項の規定に基づき、愛媛大学地域共創コンソーシアムCOC+協議会(以下「COC+協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 COC+協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(以下「COC+事業」という。)の事業計画の策定に関すること。
- (2) COC+事業の事業計画の実施に関すること。
- (3) COC+協議会の運営に関すること。
- (4) その他COC+事業に関すること。

(構成)

第3条 COC+協議会は、別表に定める機関をもって構成する。

2 COC+事業の目的及び事業に賛同するものは、愛媛大学地域共創コンソーシアム会議(以下「地域共創コンソーシアム会議」という。)の議を経て、新たにCOC+協議会に加わることができる。

(組織)

第4条 COC+協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 愛媛大学理事・副学長(社会連携担当)
- (2) 愛媛大学理事・副学長(教育担当)
- (3) 愛媛大学学長特別補佐(教育・学生支援機構共通教育センター長)
- (4) 愛媛大学COC+推進コーディネーター
- (5) 今治明德短期大学副学長
- (6) 聖カタリナ大学人間健康福祉学部長
- (7) 松山東雲女子大学学長補佐
- (8) 松山東雲短期大学学長補佐
- (9) 愛媛県企画振興部地域振興局長
- (10) 愛媛県商工会議所連合会事務局長
- (11) 愛媛県商工会連合会事務局長
- (12) 愛媛県中小企業団体中央会事務局長
- (13) 愛媛経済同友会事務局長
- (14) 愛媛県中小企業家同友会副専務理事
- (15) 愛媛大学社会連携推進機構研究協力会理事
- (16) 株式会社伊予銀行ソリューション営業部長
- (17) 株式会社愛媛銀行営業統括部次長

- (18) 愛媛信用金庫営業統括部営業推進役
- (19) 一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構チーフコンサルタント
- (20) NPO法人ワークライフ・コラボ代表
- (21) その他議長が必要と認めた者

2 前項第21号の構成員は、COC+協議会の議を経て、議長が委嘱する。

3 第1項第21号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(COC+推進コーディネーター)

第5条 COC+推進コーディネーターは、社会連携推進機構社会連携推進会議（以下「推進会議」という。）が推薦し、国立大学法人愛媛大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議を経て、学長が選考する。

2 COC+推進コーディネーターは、議長の職務を助け、COC+協議会の業務を遂行する。

(議長等)

第6条 COC+協議会に議長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 COC+協議会に副議長を置き、第4条第1項第2号の委員をもって充てる。

3 議長は、COC+協議会を招集し、主宰する。

4 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 COC+協議会は、構成員（代理者を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(教育プログラム開発委員会)

第8条 COC+協議会に教育プログラム開発委員会を置く。

2 教育プログラム開発委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 COC+協議会に関する事務は、社会連携支援部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、COC+協議会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成27年12月9日から施行し、平成27年10月30日から適用する。

2 この規程の施行後最初に選出される第4条第1項第21号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

| 機 関 名               |
|---------------------|
| 愛媛大学                |
| 今治明德短期大学            |
| 聖カタリナ大学             |
| 聖カタリナ大学短期大学部        |
| 松山東雲女子大学            |
| 松山東雲短期大学            |
| 愛媛県                 |
| 愛媛県商工会議所連合会         |
| 愛媛県商工会連合会           |
| 愛媛県中小企業団体中央会        |
| 愛媛経済同友会             |
| 愛媛県中小企業家同友会         |
| 愛媛大学社会連携推進機構研究協力会   |
| 株式会社伊予銀行            |
| 株式会社愛媛銀行            |
| 愛媛信用金庫              |
| 一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構 |
| NPO法人ワークライフ・コラボ     |